

令和8年6月3日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

令和8年6月18日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 発議案第1号の上程説明並びに審議

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 1 時 00 分 開議

○議長（向後研二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は 22 名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（向後研二君） ここで報告します。

お手元に配付してありますとおり、本日、市長から議案等説明員の変更の報告がありました。

また、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（向後研二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（向後研二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第 1 「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○総務委員会委員長（石毛隆夫君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告 1 件、議案 3 件について、6 月 12 日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が本年 3 月 31 日に公布され、本

年4月1日から施行されることに伴い、茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、本年3月31日に専決処分をしたことについて承認を求めるものがあります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「固定資産税・都市計画税について、土地のみ所有する場合の免税点は」との質疑に対し、「土地のみの免税点は30万円であり、据え置きである」との答弁がありました。

次に、「軽自動車税の環境性能割の税額は」との質疑に対し、「環境性能割は定額ではなく、二酸化炭素の排出量など、環境負荷が少ないほど税率が優遇されるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和8年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4287万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358億8287万2000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、総務費について、「防災行政無線の子局の移設先はどこか」との質疑に対し、「茂原市シルバー人材センターの敷地に移設予定である」との答弁がありました。

次に、衛生費について、「水道料金減免の対象期間と金額は」との質疑に対し、「減免の対象期間は6月から11月の検針分である。また、減免額は月額基本料金1496円の6か月分で合計8976円である」との答弁がありました。

次に、商工費について、「商店街共同設備整備事業等補助金の補助対象は」との質疑に対し、「補助対象は、商店街振興組合、中小企業共同組合、その他適当と認める商店街団体、商工団体である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「市が不利益処分を行おうとする際の手続きで、相手方が居所不明である該当事例はある

か」との質疑に対し、「行政手続法の対象となる居所不明の事例は、過去10年以内では該当はない。税金や補助金等における居所不明の事例はあるが、特別法の対象であるため、本条例の対象外である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「財産の無償貸付けについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「多機能型施設が整備運営されるとのことだが、事業の詳細は」との質疑に対し、「0歳から6歳までの児童発達支援と、6歳から18歳までの放課後等デイサービスであり、30名程度の利用者である」との答弁がありました。

次に、「建物は無償で貸し付け、土地については有償で貸し付けるとのことだが、土地の貸付額はいくらか」との質疑に対し、「年額約140万円である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、教育福祉委員会委員長 河野健市君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 河野健市君登壇）

○教育福祉委員会委員長（河野健市君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案3件、請願2件、陳情1件について、6月12日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において、「令和12年度に向け、段階的に保険税率を改正していくにあたり、今後も専決処分とするのか、もしくは定例会の議案とするのか」との質疑に対し、「保険税率に係る条例改正については、議案とすることとしているが、賦課限度額及び軽減判定基準の改正については、地方税法施行令等の一部を改正する政令が例年3月31日に公布、4月1日から施行され、急施を要するため、今後も専決処分とする予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第2号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第４号「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「浜町青年館の解体工事のスケジュールと跡地の利用状況は」との質疑に対し、「解体により周囲の建物に影響がないか事前調査を行った後に解体工事に着手し、令和８年度末までに解体する予定である。また、藻原寺所有の土地であるため、本市は跡地の利用に関与はしない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第４号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第５号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「性犯罪の確認とあるが、新規採用時や在職者に対して調査をするということか。また、犯罪が確認された場合の必要な措置とは」との質疑に対し、「『こまもろうシステム』というこども性暴力防止法の関連システムでこども家庭庁から法務省へ照会し、調査する。また、必要な措置については、具体的には国に確認しながら検討することになるが、もしも該当する職員がいた場合は、児童と接する業務が適正でない旨を説明して別の職員と交代させる等の方法があると考えている」との答弁がありました。

次に、「満三歳以上限定小規模保育事業が創設されたが、該当する施設はあるか。また、本市への影響は」との質疑に対し、「認可外を含めた保育所等で該当すると思われる施設はあるが、移行したいという要望が出ている施設がないため、現在のところ、本市への影響はない。今後、このような事業があることを各施設に紹介しながら対応していきたいと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第５号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第６号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに創設された保育事業を運営基準の対象に加えるため、所要の改正をしようとするものであり、具体的には３歳から５歳児のみを対象とする「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、条例で定める基

準に当該事業に関する内容を追加するものであり、採決の結果、議案第6号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、請願第1号「「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願」並びに請願第2号「「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願」について申し上げます。

これら2件の請願は、関連があるため、一括して審査を行いました。

審査の過程において、「本請願について、昨年度に採択されなかった県内自治体とその理由は」との質疑に対し、「採択されなかった自治体は千葉市、松戸市、浦安市の3市であり、請願自体の提出がなかったためである」との答弁がありました。

また、委員より「請願項目にある多様な学びの場の充実を図ることや空調設備の充実は特に強く訴えていきたい。また、体育館の空調設備は避難所といった防災との両面性を持っていることから意見書を提出していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第1号並びに請願第2号については、全員異議なく採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「本市では陳情項目を滞りなく行っているとのことだが、どのように確認しているのか」との質疑に対し、「修学旅行・校外学習の行程表の提出を求めて、行程の安全性について問題がないか確認している。また、学校においても業者との話し合いの中で安全に行えるようにしている」との答弁がありました。

次に、「保護者が選定委員となっているが、どのような基準で委員に選んでいるのか」との質疑に対し、「当該学年のPTA役員にお願いしている」との答弁がありました。

また、委員より「陳情の内容を精査したところ、既に本市の教育委員会では行われているので、新たに具体的な取り組みが必要ないことから措置不要であると考え」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号については、賛成者なしで不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、建設経済委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○建設経済委員会委員長（鈴木敏文君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案２件、陳情１件について、６月１２日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第２号「令和８年度茂原市下水道事業会計補正予算（第１号）」について申し上げます。

本案は、収益的支出に６０５万円を追加するものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「２機で交互運転している遠心脱水機のうち、故障により現在１機での運用とのことだが、故障した遠心脱水機の修理期間はどれくらいか」との質疑に対し、「製品の製造から設置まで、概ね２か月から３か月である」との答弁がありました。

次に、「遠心脱水機の配管の亀裂の要因は」との質疑に対し、「汚泥の重さにより脱水機の回転にブレが生じるため、そのブレにより配管に亀裂が入ったものである」との答弁がありました。

次に、「２機で交互運転している機械であり、１機故障した場合は、故障していないほうに大きな負荷がかかるため、予備の配管等を持ったほうがよいのではないか」との質疑に対し、「重要な部材においては、ストックを持つべきだと思う」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第２号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第７号「茂原市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「真名住宅が茂原市市営住宅長寿命化計画に基づく集約化事業の対象となった令和２年度の入居者数は」との質疑に対し、「令和２年４月１日時点で４１戸である」との答弁がありました。

次に、「真名住宅は借地部分もあるが、その割合と土地借上料の金額は」との質疑に対し、「借地の割合は約６割で、年間の土地借上料は約１０００万円である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第７号は、全員異議なく可決することと決定し

ました。

次に、陳情第5号「道路舗装に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和元年度にも同じ自治会から、今回の陳情箇所とは別の隧道についての工事に関する請願があり、採択されているが、その場所についての工事はどうなっているのか」との質疑に対し、「工事はまだ実施していないが、境界立会い、用地測量及び詳細設計を実施している」との答弁がありました。

次に、「以前、請願があった隧道については、地権者の皆さんが地元の人であり、土地は市に寄付するとの話であったと思うが、話を早く進めていくべきではないか」との質疑に対し、「現在、地権者は13名おり、地区外の地権者が5名、このうち市外の方が2名となっているため、土地の取得については、公平性の観点から権利者と協議していく」との答弁がありました。

また、委員より「同じ地区内で請願、陳情が出ている箇所が3か所ある。他の地域の要望や予算との兼ね合いもあると思うが、3か所の優先順位をどうするのか地元と協議するべきである」との意見がありました。

さらに、全委員より、「今回の陳情箇所及び令和元年度に採択された請願箇所の今後の整備計画について、早期に地元との協議をするよう検討されたい」との附帯意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第5号は、全員異議なく採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありましたので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第5号「茂原

市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第6号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」述べます。

本案件は、茂原市国民健康保険税賦課徴収条例等の一部改正を行うもので、主な内容として、1点目は、負担増として国保税基礎分の課税限度額を引き上げるものです。

本改正により影響を受ける世帯と影響額は、国保税世帯数1万1987世帯に対し156世帯で、約153万円の増加です。2つ目は、新設された子ども・子育て支援納付金分の課税限度額超過世帯は約255世帯で、課税額は約765万円です。さらに、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額である3万円に達する収入について、単身世帯で給与収入1244万円、また、40歳以上の夫婦と小中学生の子どもが2人いる4人世帯で夫婦一方のみが収入を得ている場合は、給与収入で1180万円となるということです。このことから、今回の改正による影響世帯は、高額所得世帯が対象とされます。

そして2点目は、軽減策として、中低所得者に対し、2010年度から所得の区分により7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を行い、国保の負担軽減が実施されています。

この軽減対象世帯は、2026年度の基準で、国保世帯では約1万2000世帯の中、約58%に当たる6940世帯が対象ということです。今回の改正は、5割軽減と2割軽減における所得基準の上限を引き上げ、軽減対象を拡大するものです。5割軽減では新たに18世帯が対象になり、軽減額として約44万円。また、2割軽減で新たに34世帯が対象となり、軽減額は約51万円。さらに、子ども・子育て支援納付金分については、5割軽減の対象は約1500世帯で、軽減額は約234万円。2割軽減の対象は1300世帯で、軽減額は約97万円になるということです。

この間、被保険者の公平性を保つという名目で比較的高額所得者に負担を拡大させ、中低所得者の負担を軽減させる措置が取られてきました。中低所得者の負担軽減は必要です。しかし、そのため、このような被保険者間の保険税額の操作で解決するのではなく、国や県にその責任を明らかにし、相応の負担を求めるべきです。

以上、国保加入者間に分断と対立を招きかねない措置に対し、反対をするものです。

次に、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第6号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、この2つの議案は関連していますので、一括して述べさせていただきます。

家庭的保育事業とは、19人以下の利用定員で、0から2歳の子どもの対象に保育を行う事業です。これに新たに3歳から5歳の子どもの保育の体制整備の状況、その他の地域の事情を勘案して、3歳から5歳児を受け入れることが可能とする条例改正です。

その内容は、1点目として、保育士の配置基準は、通常の保育と同様に、3歳児については児童15人につき保育士1人を、4歳・5歳児については児童25人につき保育士1人を配置した上で、さらに、施設全体として保育士1人を加えることとしているとのこと。

2点目として、設備面積について、保育室、遊戯室では1人当たり1.98平方メートル、屋外遊戯場は1人当たり3.3平方メートルとのことでありますが、しかし、近くにある野外遊戯場に代わるべき場所により確保することも可能とすると、屋外遊戯場の未設置を認めるものです。

3点目として、災害等での施設の安全対策については、通常の保育所同様に、消火器や非常口、消防署への通報設備等の設置に加え、月1回以上の避難訓練、消火訓練の実施や、それぞれの訓練及び施設点検のスケジュール等を定める安全計画の策定を義務づけているとのこと。

4点目として、給食提供については、原則として自園調理を設定しているものの、外部搬入も可能としているとのことなど、現行の規定の規制緩和であり、保育の質のさらなる後退であります。

また、本市においては、今回の改正に対して、実施を予定している施設はないとのことですが、しかし、条例が規定されれば、それはいずれ実行されるという危惧もあります。保育の安心安全を守る上でも、改正のたびに保育のさらなる規制緩和、質の後退を繰り返す本案件を認めるわけにはまいりません。

以上述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告について採決します。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、報告第2号は承認されました。

次に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号は承認されました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第8号は同意されました。

次に、議案第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第9号は適任と認めることとされました。

次に、議案第10号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第10号は適任と認めることとされました。

次に、議案第11号「名誉市民の推挙につき同意を求めることについて」であります。本案の採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は21名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は無記名であります。本案を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

申し添えます。マル・バツの記入方式ではありません。「賛成」「反対」と記入をするようお願いいたします。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号19番、平ゆき子君、議席番号20番、ますだよしお君を指名します。

両君の立会いをお願いします。演壇までお進みください。

(開 票)

投票の結果を報告します。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成20票。

反対0票。

以上のとおりであります。

よって、議案第11号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第4号、第7号並びに第12号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、議案第1号から第4号、第7号並びに第12号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会に付議されました案件は、請願2件、陳情2件であります。

まず、陳情について採決します。

陳情第4号「公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第4号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 な し)

起立なしと認めます。

したがって、陳情第4号は不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第5号「道路舗装に関する陳情」については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、陳情第5号は採択することと決定しました。

次に、請願については一括採決します。

請願第1号から第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、請願第1号から第2号については、いずれも採択することと決定しました。

ここで報告します。

本日、河野健市君から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（向後研二君） それでは次に、議事日程第2「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題といたします。

発議案第1号を上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者の河野健市君から提案理由の説明を求めます。河野健市議員。

(12番 河野健市君登壇)

○12番（河野健市君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号についての提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「教育予算の充実及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子どもたちを、心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があるため、令和9年度に向けて、教育予算の一層の充実を国に要望すべく、意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（向後研二君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「教育予算の充実及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 発議案第1号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 向 後 研 二 君

副議長 細 谷 菜穂子 君

1 番	高 澤 知佳代 君	2 番	高 鳥 竜 平 君
3 番	佐久間 秀 之 君	4 番	折 原 孝 浩 君
5 番	糸 久 佳 伸 君	6 番	野 口 雅 一 君
7 番	小 倉 義 久 君	8 番	御 園 敏 之 君
9 番	工 藤 孝 弘 君	10 番	河 野 英 美 君
11 番	横 堀 喜一郎 君	12 番	河 野 健 市 君
13 番	高 山 佳 久 君	14 番	石 毛 隆 夫 君
15 番	岡 沢 与志隆 君	18 番	鈴 木 敏 文 君
19 番	平 ゆき子 君	20 番	ますだ よしお 君
21 番	三 橋 弘 明 君	22 番	常 泉 健 一 君

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 合 企 画 部 長	平 井 仁 君
財 務 部 長	菅 谷 直 博 君	市 民 部 長	白 井 康 史 君
福 祉 部 長	佐久間 栄 一 君	都 市 建 設 部 長	小 高 一 宏 君
教 育 部 長	佐久間 尉 介 君	総 合 企 画 部 次 長 (総務課長事務取扱)	神 馬 幹 夫 君
財 務 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	平 井 香奈子 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	大和久 正 君
福 祉 部 次 長 (高齢者支援課長事務取扱)	菊 池 裕 二 君	経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	吉 田 功 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	本 間 一 裕 君	都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	井 上 守 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	根 本 孝 亮 君	職 員 課 長	篠 崎 武 彦 君
財 政 課 長	麻 生 達 也 君		

———— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 田 喜一郎
局 長 補 佐	腰 川 雅 之
議 事 係 長	吉 野 喜美恵

○議長（向後研二君） これをもちまして、令和８年茂原市議会６月定例会を閉会します。
長期間にわたる審議、誠に御苦労さまでした。

午後１時５５分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年８月６日

茂原市議会議長 向 後 研 二

茂原市議会副議長 細 谷 菜 穂 子

茂原市議会議員 岡 沢 与 志 隆

茂原市議会議員 鈴 木 敏 文